

publicity magazine
for small and medium-size enterprise
chushokigyo-chiba

中小企業の経営革新と連携組織の活性化を応援する県単情報誌

中小企業ちば



photo by T.Funatogawa

津田沼駅（習志野市）

Contents 【主な内容】

- トピックス p 3 通常総会開催
- 特 集 p 4 専門委員会開催
- リポート p 5 商店街実態調査結果まとまる（中小企業庁）
- 組合Q&A p 6 組合員の持分とは
- エッセイ p 8 コンサルタントの目
- 施 策 p 10 千葉県商工労働部の中小企業対策予算
- ご 案 内 p 12 経営革新が企業を強くする！（県経営支援課）
- 事務局訪問 p 13 千葉県クレーン建設重機（協）
- 景 況 p 14 情報連絡員報告
- お知らせ p 15 「企業未来チャレンジ21」の番組表他

2004

7

100yen



千葉県中小企業団体中央会

URL:<http://www.chuokai-chiba.or.jp>

通常総会開催

◇千葉県鮮魚商協同組合連合会

(代表理事)林政和氏は、五月十七日、木更津市において通常総会を開催し、任期満了に伴う役員改選では、市原市鮮魚商協同組合の林氏が再任された。

◇社団法人中小企業診断協会千葉県支部(支部長)大橋唯男氏は

五月十八日千葉市内において、通常総会を開催し、平成十五年度の決算報告書の承認及び平成十六年度事業計画等を決定した。

◇千葉県商店街連合会(会長)渡辺祐氏と千葉県商店街振興組合連合会(代表理事)大野隆紹氏

は五月十九日、千葉市内でそれぞれ通常総会を開催し、任期満了に伴う役員改選では、渡辺氏(千葉市商店会連合会)と大野氏(栄町通り商店街振興組合)が再任された。

また、総会後の懇親会は合同で

行われ、中島秀幸県経営支援課長等のお祝いの言葉があつた。

◇全国中小企業団体中央会(会長)石川忠氏は、五月二十七日開

催した平成十六年度通常総会において、中小企業対策等に関する「要望」を決議し、政府・政党等関係方面に陳情した。要望の内容は、

①適時適切な経済対策、中小企業対策を、②消費税の引上げ議論反対、③公的年金はじめとする社会保障制度全般の改悪に反対、④中小企業が使いやすい会社法改正を、⑤各教育段階における中小企業教育の即時実施を、⑥今こそ「中小企業向け官公需発注の増大」を、⑦中小企業及び中小企業組合に新たな高速道路料金別納制度の適用を、⑧中小企業組合等を活用した政策の展開を、の八項目。

◇千葉県中小企業組合士会(会長)

『上坂操氏』は六月八日千葉市内において、通常総会と「組合等経営革新研究会」を開催した。研究会は、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」の改正案が六月五日に成立したのを受けて、中小企業診断士の田丸正義先生の「定年延長(六十五歳・継続雇用制度)の行方と適切な雇用管理について」の講演と本会の六十五歳継続雇用達成推進員から「六十五歳継続雇用達成事業」についての説明があつた。

◇千葉県中小企業団体青年中央会(会長)鹿野新一郎氏は

六月十五日千葉市内において、通常総会を開催し、平成十五年度の決算報告書の承認と平成十六年度事業計画等を決定した。

◇千葉県異業種交流融合化協議会(会長)大久保敏行氏は六月二十

二日、千葉市内において通常総会と「創業・経営革新セミナー」を開催した。セミナーでは①県経営支援課担当者の「中小企業経営革新支援法の概要」(十二)(参照)、

②本会の障害者雇用支援相談員の「障害者雇用援助事業」、③本会指

導員の「改正労働基準法周知事

◇千葉県中小企業団体レディース中央会(会長)竹口茂子氏は六月十四日、千葉市内において、通常総会と「組合等経営革新研究会」を開催した。通常総会では、竹口

会長が再任され、研究会では中小企業診断士の西宮恵子先生の「IT活用によるビジネス展開について」の講演があつた。

◇千葉県中小企業団体青年中央会(会長)高橋功氏は六月二十

九日千葉市内において通常総会と常総会を開催し、平成十五年度の決算報告書の承認と平成十六年度事業計画等を決定した。また、

◇千葉県中小企業団体青年中央会(会長)高橋氏が再選された。研究会では、

「組合等経営革新研究会」を開催し、任期満了に伴う役員改選では、

協同組合船橋トラックセンターの

高橋氏が再選された。研究会では、

本会の「改正労働基準法の概要」、

三井生命保険(株)のファイナンシャル・アドバイザーの「資産運用のノウハウ」の講演があつた。

◇千葉県コンベンションセンター

新潟コンベンションセンター

新潟市万代島六の一

山→寺泊→弥彦神社→岩室温泉(泊)

十一日(木)→全国大会→会津

鶴城→磐梯熱海温泉(泊)

十二日(金)→二本松菊人形→郡

十一月十日(水)東京発→燕三条
→寺泊→弥彦神社→岩室温泉(泊)
十一日(木)→全国大会→会津
鶴城→磐梯熱海温泉(泊)

十一月十日(水)東京発→燕三条
→寺泊→弥彦神社→岩室温泉(泊)
十一日(木)→全国大会→会津
鶴城→磐梯熱海温泉(泊)

十一月十日(水)東京発→燕三条
→寺泊→弥彦神社→岩室温泉(泊)
十一日(木)→全国大会→会津
鶴城→磐梯熱海温泉(泊)

■日程
全国(新潟)大会の参加者募集

ご希望の方はお気軽に最寄の税務署(所得税担当)までご相談下さい。

ご希望の方はお気軽に最寄の税務署(所得税担当)までご相談下さい。
本年四月から実施されている改正消費税法について、皆様の傘下組合員の方々に対する説明や、新たに課税事業者になつた事業者への個別の記帳指導を無料で行つております。

消費税法改正についての説明会・記帳指導等のご案内

■問合せ先 本会総務部

おかげさまで、本会は来年創立五十周年を迎えます。

記念大会や表彰の内容等詳細につきましては、決定次第ご案内しますので、その節は宜しくご協力下さるようお願いいたします。

専門委員会開催

本会は六月二十五日、千葉市内において、専門委員会を開催した。

これは会長の諮問機関として設置されているもので、議題は①第五

十六回中小企業団体全国大会への要望事項、②千葉県への要望事項、③その他として本会の創立五十周年記念大会について審議された。

委員会では、初めに昨年度の要望事項の経過報告が行われ、引き続き、本年度の要望事項が審議された。

本会は六月二十五日、千葉市内において、専門委員会を開催した。これは会長の諮問機関として設置されているもので、議題は①第五十六回中小企業団体全国大会への要望事項、②千葉県への要望事項、③その他として本会の創立五十周年記念大会について審議された。

第56回中小企業団体全国大会への要望事項

I [総合]

1. 景気は総じて回復局面にあるとされるが、中小企業は未だ回復の実感がない、景気に弾みをつけるようなきめ細かな景気対策を講ずること。
2. 平成17年度の予算編成にあたっては、中小企業が将来に希望を持てるよう中小企業対策予算を大幅に増額すること。
3. 中小企業への官公需発注を大幅に増大させるため、各発注機関に対する官公需施策の周知徹底を図るとともに、官公需適格組合の優先活用を図ること。

II [組織]

1. 創業・研究開発等に多くの成果を挙げている中小企業組合等の連携組織を強化するために、中小企業連携組織対策事業補助金を増額すること。
また、一般財源化された中小企業団体中央会の入会費については、十分に確保できるよう措置すること。
2. 中小企業組合が過度の事務負担を負わないよう設立認可、定款変更、届出等事務に係る所管行政庁の一元化を図ること。

III [金融]

1. 厳しい金融状況に立たされている中小企業を支援するには、商工組合中央金庫を始めとする政府系中小企業金融機関の役割は極めて重要なので、将来も機能を充実・強化すること。
2. 中小企業基盤整備機構の行う中小企業倒産防止共済制度をより有効に活用できるよう掛金限度額及び共済貸付金限度額を引き上げること。

IV [税制]

1. 景気を減退させ、消費者や中小企業の不安をあおる消費税率の引き上げは行わないこと。
2. 中小企業の事業承継の円滑化を図るため、次の措置を講ずること。①中小会社の取引相場のない株式等に係る評価方法の更なる改善を図ること。②事業用小規模宅地の相続に係る課税特例措置の減額率を80%から100%に引き上げること。
3. 中小法人の軽減税率の適用所得限度額を1,500万円（現行800万円）に引き上げること。

V [商業]

1. 商店街のコミュニティ機能を強化し、地域の賑わいを再生するため、NPOや市民と商店街が連携して行うコミュニティ・ビジネスや、高齢者コミュニティ施設の運営、地域通貨の導入、空き店舗を活用したチャレンジショップ事業など、商店街活性化事業に対する総合的支援の一層の充実を図ること。
2. 大規模小売業等が行う不当廉売、不当表示あるいは優越的地位の濫用による不公正な取引については、厳正、迅速に対処すること。

VI [労働]

1. 「産業別最低賃金」は、「地域別最低賃金」が全国的に定着していることから、廃止すること。
2. パートタイム労働者自らが「就業調整」を行うことのないよう、所得税・住民税の非課税限度額を大幅に引き上げるとともに、社会保険の適用年収基準も引き上げること。
3. 65歳までの継続雇用制度を導入するにあたって、雇用継続給付に関する助成金の条件を整備拡充すること。

VII [環境]

1. 中小企業が廃棄物処理及びリサイクルを効率的に推進していくため、地方公共団体等による最終処分場の確保、新たな処理施設の確保・設置等を強力に推進すること。

要望事項は、中小企業対策の一層の充実強化を訴えるもので、組織、

金融、税制等多岐にわたった。当日の審議結果を更に事務局で整理検討し、次のように取りまとめて関東甲信越静ブロック中央会会長会議に提出した。

また、創立五十周年記念大会については、大会を効果的かつ円滑に運営するため①大会運営、②表彰選考、③記念誌編纂の三委員会の設置と委員を決定した。

商店街実態調査結果まとめ

(中小企業庁)

◇調査の目的

中小企業庁では、商店街の発展を図るために種々の施策を講じていますが、施策の実効を期し、商店街の実態を振興策に反映するためには、昭和四十五年以来、「商店街実態調査」を概ね五年ごとに行つてきましたが、昨今の経営環境が刻々と急激に変化しているとの認識から、前回の平成十二年度の調査から三年経過した平成十五年度に、二年前倒しして調査したもの。

◇調査の方法等

調査は、全国の商店街より、八千商店街（商店街振興組合、事業協同組合、任意団体）をサンプルとして抽出して、調査票を平成十五年十月一日現在で郵送調査。督促ハガキを発送し、十二月二十六日回収分を有効として集計した。有効回答は三千四百五十五（回収率四三・二%）。

◇調査項目

(2) 前回調査までは、「大規模店との競合」が大きな問題点であったが、今回は「後継者難」や「個店の改善」が問題となっている。

(3) 今後強化する必要がある事業は「個店の改善・活性化」が六八・五%と最も高い。

が無い。

舗規模が過小、④業種構成に問題がある、⑤非商店が多いため、商店街が断続的である、⑥商店の歯抜け現象が進行、⑦後継者難

従事務局員数、店舗数、空き店舗数等)、②商店街の立地及び商業環境（立地環境、中心客層、閉店時間等)、③商店街の景況と近年の変化（景況、業種構成や空き店舗の変化、大規模小売店舗の影響等)、④商店街の問題と取り組み（商店街の大きな問題、ソフト事業やハード事業の取り組み等）

◇調査の結果

調査結果のポイント

主な調査の概要

(1) 商店街の平均店舗数は五三店舗
(2) 商店街の空き店舗率は七・三一%（平均空き店舗数は三・九店舗）

(3) 商店街の最近の景況感

繁榮している二・三%。停滞している五三・四%。衰退している四三・二%。無回答一・一%。これ

を商店街タイプ別に見ると、近隣型の九八・二%、地域型の九五・九%、広域型の八九・九%、超広域型商店街の八二・四%が停滞又は衰退しているとしており、商圈規模が小さい商店街ほど停滞・衰退の割合が高い。

(4) 商店街における大きな問題点

（回答順位）

(5) 今後取り組みを強化する必要がある事業（回答順位）

(1) 商店街の大きな問題点は、「經營者の高齢化等による後継者難」六七・一%「魅力のある店舗がない」六六・三%の二項目の割合

(2) 前回調査までは、「大規模店との競合」が大きな問題点であったが、今回は「後継者難」や「個店の改善」が問題となっている。

(3) 今後強化する必要がある事業は「個店の改善・活性化」が六八・五%と最も高い。

【平成二年調査】①駐車場がない、②域外の大規模小売店舗に客足がとられている、③全般的に店舗規模が過小、④業種構成に問題がある、⑤非商店が多いため、商店街が断続的である、⑥商店の歯抜け現象が進行、⑦後継者難

（回答順位）

①個店の改善・活性化、②組合の組織強化、③共同ソフト事業、④施設整備事業、⑤特になし

組合員の持分とは

■持分の意義

持分には二つの意義がある。すなわち「持分」という語は、組合員が組合員として組合に対する権利義務の総称、言い換えれば、組合員たる地位を意味する場合と、組合員が組合財産に対し共有部分として有する計算上の価額を意味する場合がある。たとえば法律上「持分の譲渡」という場合の持分は前者の意味であり、「持分の払戻し」という場合の持分は後者の意味である。

しかし、この意義の異なる持分は、互いに無関係のものではなく、出資を基礎とする組合員の権利義務が、法律的には前者の持分と解され、経済的には後者の持分として評価されるのであるから、前後の持分は、後者のそれを含めた意味のものであるといえよう。

■持分の算定

持分の価額は、事業年度の終わりにおける組合財産によつて算定される。この場合の組合財産の評価は、時価によつて行われるべき

ものとされているので注意を要する。(昭和四十四年二月十一日・最高裁判決)

持分の算定方法については、法は特別の規定を設けていないから、定款で自由に定めることができ。一般には、その方法として、改算式と加算式の二つの持分算定方法がある。

□改算式

出資一口につき各持分が均等となる方法であり、毎事業年度ごとに持分を改算するもので、具体的には、組合の正味財産の価額を出

資総口数で除することにより出資一口についての持分額を算定する方法。したがつて簡便な方法であるが、この方法によるときは、新たな組合員が加入する場合及び組合員が出資口数を増加させる場合の出資払込みに際しては、持分調整金を徴収する必要が生ずる。

■持分の譲渡

持分は、これを譲り渡すことはできるが、組合は人的結合体であるから、株式会社の場合と異なり、持分の譲渡を自由に行うことは許されない。すなわち、組合員がその持分を他に譲渡しようとするとときは、その譲渡人が組合員であると非組合員であるとを問わず、組合の承諾を得なければならない。

持分の譲受人が非組合員であるときは、その者は、加入の場合の手続き方法によつて譲受けの手続

□加算式

各組合員について事業年度ごとに、組合の正味財産に属する出資金、準備金、積立金その他の財産

について、その組合員の出資口数、払込済出資金額または事業の利用分量を標準として、算定加算(損失の場合は、そのてん補額を控除)していく方法。したがつて、各組合員の持分は、加入の時期、事業の利用量等により不均一となり、その計算も事務処理も複雑となざるを得ないが、この方法によるときは持分調整金の問題は生じない。

この方法の採用は、持分全額払い戻し又は多額の持分の一部払い戻し又は多額の持分の一部払戻し方法を採用するような組合において意図があり、出資額限度等の少額の一部払い戻し方法を採用する組合においては、採用の意味は少ないと考えられる。

■持分の払戻し

組合員は、脱退と同時にその持分の払戻し請求権を取得し、定款の定めるところにより、組合に対してその持分の全部又は一部の払戻しを請求することができる。この払戻し請求権は組合員の絶対権であるから、定款の定めをもつてもその全部を奪うことは許され

きをとり、組合においても、その承諾等について加入の場合と同様に取り扱わなければならない。すなわち、譲受人は組合員資格を有する者でなければならず、組合に譲受け加入の申し込みをしてその承諾を求めることになる。

一方、組合においても、その譲受人及び譲受け自体について正当な理由がなければ、これを拒否し、又は不当に困難な条件をつけることはできない。

持分の譲受人は、その持分についての譲渡人の権利義務の一切を包括的に承継するから、個々の債権債務等についての譲受行為を必要としないし、非組合員である場合には、その持分の譲受行為が終わつたときに当然に組合員となるが、この譲受行為が終わつたときに組合員となつた組合員が加入する場合及び組合員が出資口数を増加させる場合の出資払込みに際しては、持分調整金を徴収する必要が生ずる。

■持分の払戻し

組合員は、脱退と同時にその持分の払戻し請求権を取得し、定款の定めるところにより、組合に対してその持分の全部又は一部の払戻しを請求することができる。この払戻し請求権は組合員の絶対権であるから、定款の定めをもつてもその全部を奪うことは許され

ないが、定款の定めにより、その払戻しの対象を持分の一部に限ることはできるものと解されている。

一部払戻しの方法としては、改

算式持分算定方法を採る場合と計算式持分算定方式を採る場合のそれぞれについて、払込済出資金額を限度とする出資額限度方式、貸

借対照表上の組合財産を限度とする簿価額限度方式、帳簿価額に土地の評価益の一部を加算した額を限度とする方法等いろいろな方法が考えられるが、少なくとも払い戻しの方法は許されない。

なお、除名による脱退者の持分の払戻しについては、その規律違反行為に対する制裁として、一般的の脱退者よりも不利な取り扱いをすることが許されており、その場合には、定款の定めによりその払戻し額の半額とするのが通例である。

脱退した組合員の持分は、法によりその事業年度の終わりにおける組合財産によつて定めることとされており、持分払戻し請求権は、持分が算定された後に行使されることになるから、自由脱退の場合は問題ないが、法定脱退の場合は

脱退と同時に請求権を取得しても、その事業年度末まではこれを行ふことができないこととなる。

なお、脱退した組合員が組合に對し債務を有しており、これを完済していない場合には、完済するまで組合はその持分の払戻しを停止することができる。

持分計算の結果、組合の正味財産がゼロの場合は、持分の払戻しが行われないのは当然である。

なお、この払戻し請求権は、脱退のときから二年間これを行使しないときは時効によつて消滅する。

■参考条文（協同組合法）

（出資）

第一〇条 組合員は、出資一口以上を有しなければならない。

2 出資一口の金額は、均一でなければならない。

3 一組合員の出資口数は、出資

総口数の百分の二十五を超えてはならない。

4 前項の規定は、組合員が三人

以下の組合の出資口数について

は、適用しない。

5 組合員の責任は、その出資額を限度とする。

（加入）

第一五条 組合に加入しようとする者は、定款の定めるところに

より加入につき組合の承諾を得て、引受出資口数に応ずる金額の払込及び組合が加入金を徴収することを定めた場合にはその支払を了した時又は組合員の持分の全部又は一部を承継した時は前条の規定により脱退したときは、定款の定めるところにより、その持分の全部又は一部の払戻を請求することができる。

（持分の譲渡）

第一七条 組合員は、組合の承諾を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。

2 組合員でないものが持分を譲り受けようとするときは、加入の例によらなければならぬ。

3 持分の譲受人は、その持分に付いて、譲渡人の権利義務を承継する。

4 組合員は、持分を共有することができない。

3 前項の持分を計算するにあたり、組合の財産をもつてその債務を完済するに足りないときは、組合は、定款の定めるところにより、脱退した組合員に対し、その負担に帰すべき損失額の払込を請求することができる。

（自由脱退）

第一八条 組合員は、九〇日前までに予告し、事業年度の終において脱退することができる。

2 前項の予告期間は、定款で延長することができる。但し、そ

の期間は、一年をこえてはならない。

よつて脱退する。

（二）組合員たる資格の喪失
（二二）死亡又は解散
（三）除名

（脱退者の持分の払戻）

第二〇条 組合員は、第一八条又是前条の規定により脱退したときは、定款の定めるところにより、その持分の全部又は一部の払戻を請求することができる。

（持分の譲渡）

2 前項の持分は、脱退した事業年度の終における組合財産によつて定める。

3 前項の持分を計算するにあたり、組合の財産をもつてその債務を完済するに足りないときは、組合は、定款の定めるところにより、脱退した組合員に対し、その負担に帰すべき損失額の払込を請求することができる。

（時効）

第二二条 前条第一項又は第三項の規定による請求権は、脱退の時から二年間行わないときは、時効によつて消滅する。

（払戻の停止）

第二二条 脱退した組合員が組合に對する債務を完済するまでは、組合は、持分の払戻を停止することができる。

「シガルタントの三」サービスとは何ぞや

旅行は私の趣味のひとつであり、仕事の旅行も多いのでよく列車を利用している。列車の利用で最近気に掛かっていることを記してみたい。

売り子 「どうぞお好きなものをお取り下さい。ビールも三銘柄ありますからどれでも選んで下さい。」

◇ ◇ ◇
最近、東海道新幹線の車内販売ワゴン車が大型となり、かなり品揃えが充実し今まで取り扱っていなかつたものまで運んできてくれるようになつた。旅行者は選べる範囲が拡がり喜んでいると売り子さんは考へていてるのだろう。事実、私も買い忘れた土産の補充や、特産品でビールを楽しむことは多い。だが、ちょっと待てと感じている。

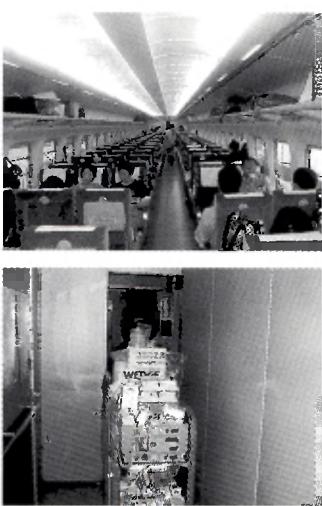
私 「本当は△と××ビールが

欲しいが、ここからでは取れない。だから、○か△どちらでもいいし、ビールも何でもいいよ。」

新幹線の座席はA席は三人掛けの窓側である。仮にB・C席に眠つてゐる客がいる場合、二人越しに注文の声を掛けることになる。私は「○か△のうち一つと、缶ビール一本ください。」

ところで、品揃えを充実するこ

とで客の商品選択の幅は増え、確かに満足度は高まるかも知れない。しかし、買い手のセルフサービスを強要することになり、果たしてサービスの強化になるのであろうか。ちなみにJR東日本ではダブルデッキが多いためワゴンの大型化はないという。



愛媛県今治市へ臨店指導に行くことになった。前日夕方に今治に入り翌日一〇時からの作業開始予定である。ところが前々日の仕事が一日延びることとなつたため、前日夕方の今治入りは困難になる可能性が出てきたのである。そこで、京都発の夜行列車三本、徳島県方面、高知県方面、愛媛県方面のうちから愛媛県方面のムーンライト松山号を利用し、早朝に今治へ入ることとした。まだ予定より二〇日程前のことである。

JRの座席指定券発行システムは、最初の一人客には客席の端の方の窓側を割り当てて、次の一人客をその隣の席に決めるようだ。客室の中央部に四～八人のグループの申し込みが受けられるようになつていて。

かくして私の席は客室の前方の通路側、隣の席は老齢の女性がいた。あと後方に五～六人が着席したところで、列車は京都駅を静かにすべり出すと間もなく車掌が検

札に来た。車掌に尋ねることとした。

「車両はガラ空きなので他の席へ移つてもいいですか。」

車掌 「これから大阪・神戸・岡山で乗客が乗り込みますので、席の移動は勘弁してください。」

ということで、四人席ボックス

で楽に仮眠することはできなくなった。しかし、岡山で列車の停車時の揺れで目を覚ましたが、睡眠中の乗客はあまりなく、依然として車内はがらがらの状態である。少し裏切られた気持ちとなつた。これが航空機で松山へ行つた場合はどうであつたろうか。航空会社の窓口では次のようになるはずだ。

予約センター 「お席は窓側にいたしましょか、通路側にいたしましようか。」

私 「久しぶりの松山だ。窓側をお願いします。」

予約センター 「では、主翼のすぐ後部のお席ならご用意できます。よろしいでしようか。」

となるに違ひない。翼の上では久しぶりの景色が見えないからだ。しかも、料金は早割の適用でかな

り安くなっている。

JRの指定席発券システムはJR側からみれば合理的なものだ。

しかし、利用者側からみるとサービスの欠如だと感じられる

のだが、どう評価すべきだろうか。

◇ ◇ ◇

車掌 「これは決まりですから。」

どうみても、利用者の状況を調査し合理的に入線すべきホームを決めているようには思われない。

東京方向へ便利に接続するのがサービスの向上と考へていて

に感じられてならなかつた。

もつとも、現在西船橋駅では快速列車が止まると思われる工事を

進めている。西船橋駅から千葉駅へ快速列車が利用できることにな

ると、私はもはや南船橋駅を利用しなくなるので、個人的にはこの問題は解消されることになるので楽しみに工事の終了を待つて

いる。西船橋駅から千葉駅へ快速列車が利用できることにな

ると、私はもはや南船橋駅を利用

しなくなるので、個人的にはこの問題は解消されることになるので楽しみに工事の終了を待つて

ところ

でサービスの向上などと

サービスといふ言葉を使うことは暫々ある。

私自身もコンサル業という一種のサービス業に身を置いているの

で、サービスの在り方について考

える機会は多いが、なかなか難し

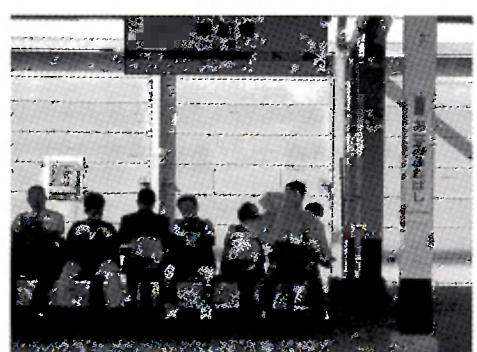
い事が多く悩んでいるというのが本音である。

協同組合は組合員へサービスを充実することが求められていると思

うが、時代の変化が大きく、望

まれるServiceの内容も変わつてく

るのでないかと考える。サービスとは何ぞやといった心境になるのである。



主な中小企業関係機関

■千葉県商工労働部経営支援課

TEL.043-223-2712

■千葉市経済農政局

TEL.043-245-5111

■千葉市産業振興財団

TEL.043-201-9501

■千葉県産業振興センター

TEL.043-299-2651

■千葉県中小企業団体中央会

TEL.043-242-3277

□銚子支所 TEL.0479-24-1570

□松戸支所 TEL.047-368-3992

□千葉地域中小企業支援センター

TEL.043-242-3361

□茂原地域中小企業支援センター

TEL.0475-22-3361

□松戸地域中小企業支援センター

TEL.047-364-3111

□佐倉地域中小企業支援センター

TEL.043-486-2311

□木更津地域中小企業支援センター

TEL.0438-37-8700

■千葉県産業支援技術研究所

TEL.043-231-4325

□天台庁舎 TEL.043-252-2101

■農業総合研究センター

TEL.043-291-0151

■ジェトロ千葉貿易情報センター

TEL.043-271-4100

■中小企業金融公庫千葉支店

TEL.043-243-7121

■国民生活金融公庫千葉支店

TEL.043-227-1171

■商工組合中央金庫千葉支店

TEL.043-248-2345

■商工組合中央金庫松戸支店

TEL.047-365-4111

■千葉県信用組合協会

TEL.043-241-0400

■千葉県信用保証協会

TEL.043-247-0731

□東葛飾支所 TEL.047-365-6007

■千葉県商工会議所連合会

TEL.043-222-7110

□銚子商工会議所 TEL.0479-25-3111

□千葉商工会議所 TEL.043-227-4101

□船橋商工会議所 TEL.047-432-0211

□木更津商工会議所 TEL.0438-37-8700

□市川商工会議所 TEL.047-377-1011

□松戸商工会議所 TEL.047-364-3111

□佐原商工会議所 TEL.0478-54-2244

□茂原商工会議所 TEL.0475-22-2361

□野田商工会議所 TEL.04-7122-3585

□館山商工会議所 TEL.0470-22-8330

□八街商工会議所 TEL.043-443-3021

□東金商工会議所 TEL.0475-52-1101

□柏商工会議所 TEL.04-7162-3311

□市原商工会議所 TEL.0436-22-4305

□習志野商工会議所 TEL.047-452-6700

□成田商工会議所 TEL.0476-22-2101

□佐倉商工会議所 TEL.043-486-2331

□八千代商工会議所 TEL.047-483-1721

□浦安商工会議所 TEL.047-351-3000

□君津商工会議所 TEL.0439-52-2511

■千葉県商工会連合会

TEL.043-242-3361

■千葉県商店街振興組合連合会

TEL.043-242-3277

■千葉県商店街連合会

TEL.043-242-3277

■千葉県異業種交流融合化協議会

TEL.043-242-3277

■千葉県官公需適格組合受注促進協議会

TEL.043-242-3277

中小企業対策予算の概要

～アクションプランを中心に～

中小企業等の活性化

創業、経営革新の支援

地域経済の活性化と雇用拡大の原動力となる中小企業が、機動性と柔軟性を十分に活かし、自らの強みを發揮し、活性化が図られるよう、創業・ベンチャー・経営革新への取り組みを積極的に支援する。

①中小企業支援センター事業

県中小企業支援センターや地域における身近な支援機関である地域中小企業支援センターの支援機能を充実し、創業や経営革新を支援する。482,025千円

②中小企業振興融資資金（特別会計）

中小企業者の経営基盤の確立と近代化を図るため、金融経済情勢に対応した融資条件の緩和措置を継続する。平成16年度の特例措置として、売り上げの減少や売掛債権の回収の遅れ等により影響を受けている中小企業者に対し、返済期間の延長、借り換え措置を適用し、負担軽減を図る。

融資枠302,103,000千円

人材育成と連携協働への取り組み支援

企業活力の源泉である人材の育成とともに経営資源の少ない中小企業が新しい製品開発やサービスの向上を目指して行う様々な連携・協働の連絡調整など積極的な支援を行う。

③商店街若手リーダー養成事業

次代の商店街を担う優れた人材の育成と商業者間の交流を促進するため、若手商業者を対象とした商業経営・商店街運営等の講座「ふさの国商い未来塾」を開催する。

1,265千円

④地域と共に生きる商店街支援事業

商工会や商工会議所、商店街等が連携して実施する地域の特性を活かした計画的な商店街活性化事業を支援する。25,000千円

⑤商店街地域連携モデル事業

商店街と地域団体やNPOなどが連携・協働して行う具体的な商店街活性化プランを公募し、事業効果が高いと認められるプランを商店街再生のモデル事業として、その実現化を支援する。4,800千円

⑥中小企業連携組織対策事業費補助金

中小企業団体中央会が行う中小企業の組織化及び中小企業団体の育成・指導のための事業を支援する。211,770千円

情報提供、経営相談体制の充実

中小企業の挑戦的な経営活動を積極的に支援するため、経営戦略に係る最新の情報の提供、専門家による経営・技術相談やビジネスプランづくりなどについて、中小企業支援センターを中心とした総合的な支援体制により、きめ細かく支援を行う。

⑦国際企業ネットワーク事業

（財）千葉県産業振興センターを核とした、中小企業国際化のためのトータルサポート体制として、中小企業のニーズや活動段階に応じた海外への販路開拓、事業展開を支援する。7,440千円

⑧中小企業国際展開支援事業

（財）千葉県産業振興センター、ジェトロ千葉貿易情報センターと連携し、国際展開に意欲的な企業に対し、経験に基づく実践的なアドバイスを行う。17,500千円

⑨小規模事業経営支援事業費補助金

商工会、商工会議所等が行う小規模事業者の経営改善を図るための事業を支援する。2,750,478千円

（詳細は、県経営支援課及び前ページの関係機関へ。）

経営革新が企業を強くする！

千葉県商工労働部

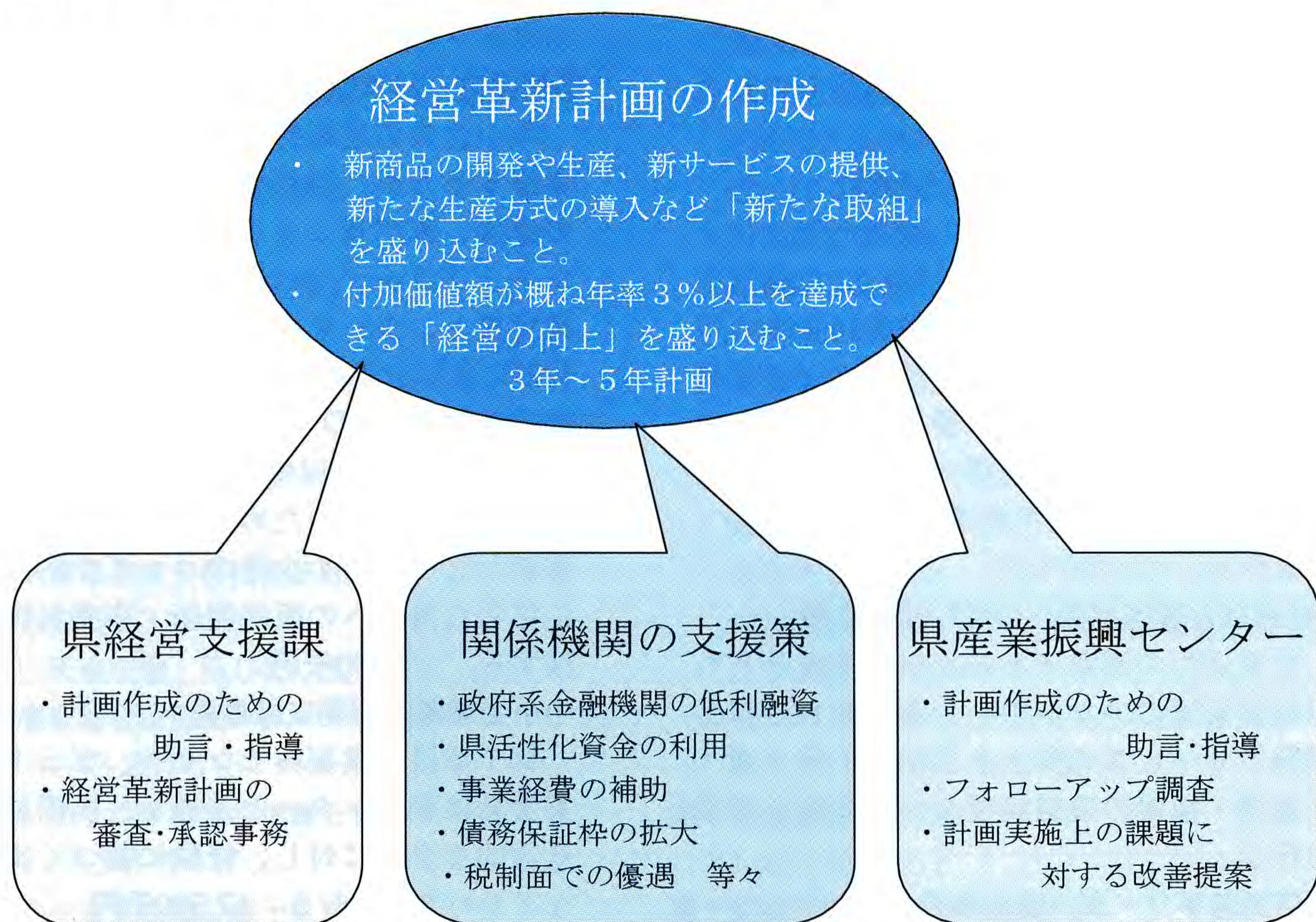
経営活動の新たな取り組みに挑戦し、経営革新を図ろうとする中小企業者が、経営革新計画を作成し知事の承認を得ることで、多くの支援策が活用できます。

本県では、既に247社の中小企業者が承認を受けており、承認を受けた中小企業者の方々から

- ① 取引先・金融機関からの信用が高まった。
- ② 社内の経営目標が明確になり社員全員の励みになった。
- ③ 資金調達が可能になり事業実施のスピードが速まった。
- ④ 承認計画の内容が新聞等のマスメディアに紹介されPR効果が大きかった。

などの報告をいただいております。

自社の経営課題にチャレンジして、新たな取り組みによる経営の向上を図ろうとする中小企業の方々は、是非、下記までお問い合わせください。



中小企業経営革新支援法に関するご相談は、地域中小企業支援センター（県商工会連合会、松戸・佐倉・茂原・木更津の各商工会議所内に設置）でも行っておりますので、ご利用ください。（10ページ参照）

お問い合わせ先

- ▼ 千葉県商工労働部経営支援課・経営支援室
千葉市中央区市場町1-1(県庁本庁舎14階) TEL 043-223-2712
- ▼ 財団法人千葉県産業振興センター・経営支援部相談助言グループ
千葉市中央区千葉港4-2(中小企業指導情報センタービル4階) TEL 043-244-2110

千葉県クレーン建設重機協同組合

事務局長 渡辺 和俊



下がっている。これでは機械の償却費、燃料費、オペレーターの人物費などで採算レベルも厳しくなっている。

また、アウトサイダーが多いためにどうしても過当競争になりやすい。このため組合では、委員会を設けて、①料金問題の改善、②効率化の推進（クレーンの稼働率の向上）、③無災害運動の強化、④組合組織の強化を重点項目にあげて取り組んでいる。

千葉県クレーン建設重機協同組合（代表理事久保田修平氏、組合員四四）は昭和五十四年に県内の建設揚重業及び建設機械貸与業六〇名が参加して設立された。

建設用のクレーンは、他の建設機械と比較して運行及び作業に危険が伴うことが多く、さらに巻き上げやジブの起伏等の操作も熟練したオペレーターの技量に負うところが大きいために、オペレーターフォーで貸与するリース方式をとっている。このことが現場で施工に従事する下請け的存在になってしまい、どうしても業者の力関係も弱く、特に最近の建設不況にも影響されて、リース単価は年々



渡辺事務局長(左)と加島さん(右)



さらに、今年度から三ヵ年計画で、雇用能力開発機構の認定をうけて「人材確保推進事業」を実施し、組合員の雇用環境の改善等の事業を行う予定。



昭和十一年生まれ、千葉市出身。

無災害運動の強化と安全作業による信頼度の向上

所 在 地	千葉市中央区椿森1-22-15
設 立	昭和54年2月
代 表 理 事	久保田修平
組 合 員 数	44名（出資金440万円）
主 な 事 業	金融事業、教育情報事業 福利厚生事業、労務改善事業
U R L	http://www.chiba-crance.com

渡辺事務局長は、前理事長の秋葉佑夫氏が平成十一年に勇退した際、たまたま千葉商業の先輩である秋葉氏に誘われて川崎製鉄から事務局に入った。

以来五年間、渡辺局長は組合員間の情報交換と業務の効率化に重点をおき、組合の活性化に貢献してきた。また、本会の情報連絡員・景況調査員も務めている。

渡辺さんはウォーキングが趣味。通勤のときと、休日には郊外出かけて楽しんでいるそうだ。二人のお嬢様は既に嫁いで、お孫さんは四人。現在は大宮台に奥様と二人暮し。これまで一・二泊の旅行はしていたが、これからは、もっとゆとりのある日程で旅がないとのことでした。

【渡辺事務局長の横顔】

渡辺事務局長は、前理事長の秋

県内の中小企業動向 &トピックス・五月

■味噌製造 (県内全域) 大豆や米の原材料が高騰しているが、販売価格に転嫁できないため収益を圧迫している。

■製材 (県内全域) 新築住宅の着工数は二年連続の増加で期待感はあるものの、市況に影響を及ぼすまでには至っていない。

■杉材 (県内全域) 杉材中心に出荷が増加し、原木価格は低下してきている。このところ狭まってきていた国産と外材の価格差に水を差しかねない。

■生コン製造 (県内全域) 出荷数量減で苦慮している。

■電気鍛金 (県内全域) 幾分景況は好転してきているようだが、未だ本格的ではない。

■機械金属製造他異業種 (流山市) 売上げ等は拡大傾向にあり、零用気はよくなってきたが、収益は伴なっていない。

■採石業 (鎌子市他) 特に変化はない。数字的には現れていないが、来月あたり組合員に山砂採取場の認可が二件ほど見込まれるので上向き傾向。

■自動車解体業 (県内全域) 新車販売が前年同月比で一〇%以上もの落ち込みになった。これに伴つて廃車の発生は激減しており、オークションルートでの流通が増加する中で解体業者への入庫は大幅に減っている。スクランプ価格もジリジリと値を下げており、中古部品の販売不振が重なつてゴーテ低調。

■小売 (東金市) 中間期ということで、気温が定まらず、ファッショングループの売上げは今一步。全体的には、まだまだ消費に対する反応が弱い。

■小売 (野田市) 四月末、五箇の商圏内にホームセンターや二十四時間営業の食品を中心とした大型スーパーが開店したので、競合店の開店前後にチラシやイベントなどの販促活動を展開して対抗した。

■農業機械販売整備 (県内全域) 政府がまとめた「農政改革の基本構想」により、農業も大競争時代に入った。当業界にも「対応の知恵」が求められる。

■その他の小売 (勝浦市) ゴールデンウィークの観光地は昨年よりもぎわつたものの、その後の落ち込みがひどく、前年を下回る状況となつた。漁業関係においては、カツオの水揚げが昨年を下回るようなので、向にあり、景況は思わしくない。

■リサイクル卸 (県内全域) 古紙・鉄くず等の市況が落ち込んでいる。

■鉄工 (千葉市) 前年同月比で大幅改善。前年同月比で大幅改善。前年同月比で大幅改善。

■電気機器小売業 (県内全域) 低調に推移している。デジタル家電関連が今一つ伸びない。

■小売・サービス (千葉市) 商店街の路盤工事が完成し、五月九日に完成記念式典を開催し盛況であった。

■中古車仕入・販売 (県内全域) 直販の低迷が流动要因で、卸売市場が強含み気配になってきた。

■小売 (東金市) 中間期ということで、気温が定まらず、ファッショングループの売上げは今一步。全体的には、まだまだ消費に対する反応が弱い。

■小売・サービス (大原町) ポイントの売上高が前年を円程度割り込んだ。これは二年前と同じ水準の発行高である。

■小売 (野田市) ポイントの売上高が前年を百万円程度割り込んだ。これは二年前と同じ水準の発行高である。

■小売・サービス (鎌子市) 同じく天候に左右されるので一概には言えないが、今年は悪天候が多かったため、売上げその他総てが悪化した。

■学習塾 (県内全域) 今月は変化なし。

■遊覧船 (安房郡) 「勝ち組、負け組」というテーマで研修会を行なった。非組合員の塾にもかなりの参加者があった。これによって新規組合員が出てくることを期待している。

■遊覧船 (安房郡) 単価の低下が続き、見通しが暗く厳しい状況が続いているが、平成十年以降なかつた新規の組合員が二社入つた。

■建設 (県内全域) 消費税等の料金問題で会員間での対応に相違が見られる。

■建設場重 (県内全域) 単価の低下が続き、見通しが暗く厳しい状況が続いているが、平成十年以降なかつた新規の組合員が二社入つた。

7月の放送スケジュール

企業未来!
チャレジ!

テレビ東京(TX・12ch)
毎週土曜日
朝6:30~6:45

第2週 10 日放送	【企業レポート】 人材こそ資産 ~総合アウトソーシングを目指す運送業~ ■ビジネスHOT情報■ 創業塾
第3週 17 日放送	【企業レポート】 もう一度大量生産を追求 ~時代の変化に経営革新で対応するプレス加工メーカー~ ■ビジネスHOT情報■ 企業等OB人材派遣事業について
第4週 24 日放送	【企業レポート】 オーソドックスを確実に戦略化 ~広島風お好み焼き宅配サービス~ ■ビジネスHOT情報■ 中小企業会計と税制
第5週 31 日放送	【企業レポート】 消費者志向で販路拡大 ~親子二人三脚のつくだに屋~ ■ビジネスHOT情報■ 小規模企業共済制度

本会では組合組織の強化、運営の向上、事業の活性化、あるいは組員の経営の近代化・合理化を図るための「組合研究集会」事業を実施する小企業者組合を募集しております。

□募集組合数 十組合
□補助額 一組合五万円
(三分の一は自己負担)

□補助内容 組合が行う組合研究集会の開催に必要な経費(謝金、旅費、会場借料、資料費、通信運搬費等)

□対象組合 県内の小企業者組合

- ①事業協同組合、商工組合、商店街振興組合のうち構成員の四分の三以上が小企業者(常時使用する従業員が五人以下、商業・サービス業は二人以下)の会社若しくは個人であるもの。②企業組合及び事業協同小組合。
- ③協業組合のうち常時使用する従業員が五人以下であるもの。

□詳細は本会組織振興部へ

TEL 043-242-3277

平成十六年度
組合研究集会実施組合募集

独立・起業や新事業を行う子会社の設立を支援します

地域雇用受皿事業特別奨励金が使いやすくなりました。

創業経費の三分の一を支援します
一人雇うと三十万円を支給します

[支給条件]

★次のような法人を新たに設立すること。(子会社の場合は既存の会社で行っている新たな事業を行う法人に限る。) 株式会社、有限会社、NPO法人、企業組合、社団法人、財團法人、社会福祉法人、医療法人、弁護士法人、司法書士法人、税理士法人、社会保険労務士法人など

★次の事業を中心とする事業として行うこと。
①個人向け・家庭向けサービス
②社会人向け教育サービス③企業・団体向けサービス④住宅関連サービス⑤子育てサービス⑥高齢者ケアサービス⑦医療サービス⑧リーガルサービス⑨環境サービス⑩地方公共団体からのアウトソーシング

このことは、組合の意義は中企業者等が共同して事業を行った企業者等が共同して事業を行った企業であり、この基本的性格を逸脱して、組合の内部や外部の者が組合を政治団体化し、特定の政党の党利党略に利用することは、組合の本来の目的から禁止されているわけです。

なお、当然ながら、この規定は、組合の内部や外部の勢力により、組合が政治目的のため悪用されることを防止する趣旨であることから、組合自体の利益の実現を図るために政治運動(例えば国会等への建議、陳情)の禁止を意味するものではありません。

□表紙のメモ [津田沼駅]
習志野市と船橋市の境界付にある交通の要衝で習志野市の中心駅。大型の橋上駅は近隣の商業施設と直結するペデストリアンデッキで南北につながっている。

北口徒歩四分の新京成新津田沼駅は駅舎を挟む形で「イトーヨーフ堂」、「イオン」が対峙、JR駅南口側の「ダイエー」を含め、三一大スーパーの中核店が共存しているが、一日の乗降客数は東葉線の開通前と比べて減少している。

駅は駅舎を挟む形で「イトーヨーフ堂」、「イオン」が対峙、JR駅南口側の「ダイエー」を含め、三一大スーパーの中核店が共存しているが、一日の乗降客数は東葉線の開通前と比べて減少している。

編 集 後 記
from the editor

人事異動
辞職(五月三十一日付)
秋本貴志(連携支援部主事)

E-mail:
funatogawa@chuokai-chiba.or.jp

□表紙のメモ [津田沼駅]
習志野市と船橋市の境界付にある交通の要衝で習志野市の中心駅。大型の橋上駅は近隣の商業施設と直結するペデストリアンデッキで南北につながっている。

また、本誌に対するご要望等がございましたらお寄せ下さい。地域や業界の情報もお待ちしております。

皆様の組合が新聞等に紹介されましたら、お手数ですがその切抜き(コピー)を業務推進部まで郵送下さい。

ございましたらお寄せ下さい。また、本誌に対するご要望等がございましたらお寄せ下さい。地域や業界の情報もお待ちして